

## 独立行政法人大学入試センター教員の株式会社等の監査役との兼業に関する細則

平成18年4月1日  
細則第2号

改正 平成18年12月1日細則第6号

改正 平成19年3月30日細則第2号

改正 平成31年4月30日細則第5号

改正 令和4年3月31日細則第3号

## 独立行政法人大学入試センター教員の株式会社等の監査役との兼業に関する細則

### (目的)

第1条 この細則は、独立行政法人大学入試センター職員兼業規則（平成18年規則第14号）第6条の規定に基づき、独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）の教授、准教授及び助教（以下「教員」という。）が、株式会社又は有限会社（以下「株式会社等」という。）の監査役の職を兼ねる場合（以下「監査役兼業」という。）の取扱いについて定めることを目的とする。

### (許可の基準等)

第2条 理事長は、教員から監査役兼業について許可の申出があった場合、当該申出に係る監査役兼業が、次に掲げる基準のいずれにも適合すると認めるときは、これを許可するものとする。

一 兼業を申し出た教員が、当該申出に係る株式会社等における監査役の職務に従事するために必要な知見をセンター教員の職務に関連して有していること。

二 教員の占めている職と兼業の申出に係る株式会社等（当該株式会社等が会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社である場合にあっては、同条第4号に規定する親会社を含む。第4条第1項第3号及び第4号を除き、以下同じ。）との間に、特別な利害関係又はその発生のおそれがないこと。

また、教員の親族（配偶者並びに3親等以内の血族及び姻族に限る。以下同じ。）が兼業の申出に係る株式会社等の経営に、強い影響力（当該株式会社等の株式の発行済株式の総数又は出資の総額の4分の1以上を親族が所有、当該株式会社等の取締役の総数の2分の1を超えて親族が就任、親族が当該株式会社等の代表取締役会長又は社長の職に就任している場合等）を有していないこと。

三 兼業の申出前2年以内に、教員が当該申出に係る株式会社等との間に、特別な利害関係のある職を占めていた期間がないこと。

四 教員としての業務の遂行に支障が生じないこと。

五 その他業務の公正性及び信頼性の確保に支障が生じないこと。

2 前項の許可は、監査役の任期等を考慮して定める期限を付して行うものとする。

3 第1項の「特別な利害関係」とは、物品購入契約、工事契約等の契約関係、検査、監査等の監督関係又は許可、認可等の権限行使の関係をいう。（第8条において同じ。）

### (許可の申出)

第3条 監査役兼業に係る許可の申出は、監査役兼業許可申出書（様式第1号）に次に掲げる資料を添付して行うものとする。

- 一 監査役兼業を予定する株式会社等の定款、組織図及び営業報告書
- 二 その他参考となる資料  
(報告等)

第4条 第2条第1項の規定により許可を受けて監査役兼業を行う教員は、4月から9月まで及び10月から翌年3月までの期間（以下「半期」という。）ごとに、当該期間満了後1月以内に、監査役兼業状況報告書（様式第2号）により、次に掲げる事項を理事長に報告しなければならない。

- 一 氏名、所属及び職名
- 二 株式会社等の名称
- 三 株式会社等の監査役としての業務に従事した日時等
- 四 株式会社等から受領した報酬及び金銭、物品その他の財産上の利益（実費弁償を除く。）の種類及び価額並びにその受領の事由

第5条 第2条第1項の規定により許可を受けて監査役兼業を行う教員は、第3条の規定に基づく監査役兼業許可申出書に記載された事項のうち、「株式会社等の名称」、「株式会社等の親会社」、「監査役の職務への予定従事時間」及び「教員の親族による株式会社等の経営への強い影響力の有無」の欄に記載された事項に変更があったときは、速やかにその旨を理事長に報告しなければならない。

（公表）

第6条 理事長は、半期ごとに、監査役兼業の状況について第4条各号に掲げる事項を公表するものとする。

（許可の取消し）

第7条 理事長は、第4条及び第5条の規定による報告等により、監査役兼業が第2条第1項の許可基準に適合しなくなったと認めるときは、その許可を取り消すものとする。

（監査役兼業終了後の業務の制限）

第8条 理事長は、監査役兼業の終了の日から2年間、当該監査役兼業を行った教員を、監査役兼業に係る株式会社等との間に、特別な利害関係のある業務に従事させないようにしなければならない。

（勤務時間内兼業）

第9条 許可申請に係る監査役兼業が、構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第4条第8項の規定による内閣総理大臣の認定（同法第6条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた同法第4条第1項に規定する構造改革特別区域計画に基づくものである場合で、教員が勤務時間を割いて当該監査役兼業を行わなければ監査役の職務の実行に支障が生じ、かつ、教員が勤務時間を割いて当該監査役兼業を行ったとしても、本務の運営に支障が生じない場合は、その勤務時間の一部を割いて兼業に従事することができる。

附 則

- 1 この細則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この細則の施行前に国家公務員法（昭和22年法律第120号）第103条第3項の規定により承認を受けた兼業は、この細則により許可を受けたものとみなす。

附 則

この細則は、平成18年12月1日から施行する。

附 則

この細則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月30日）

この細則は、令和元年5月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日）

この細則は、令和4年4月1日から施行する。